

給付金制度

原子力立地給付金(電気料金の割引)

制度の概要 電力会社から電気の供給を受けている原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業に対し、給付金を交付する。

対象者 対象地域内において、基準日(毎年10月1日)に電力会社と電気受給契約を締結している企業、住民。

交付内容など	対象市町村			区分			交付単価(割引金額)		
	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)	対象市町村	区分	交付単価(割引金額)			
	東通村	企業	281円/kW・月	佐井村	企業	154円/kW・月			
		家庭	1,125円/口・月		家庭	618円/口・月			
	六ヶ所村	企業	281円/kW・月	東北町平内町、七戸町、六戸町、おいらせ町	企業	193円/kW・月			
		家庭	2,056円/口・月		家庭	773円/口・月			
	大間町	家庭	900円/口・月	三沢市	企業	187円/kW・月			
	風間浦村	家庭	618円/口・月		家庭	750円/口・月			
			横浜町	家庭	302円/口・月				

※交付単価は令和5年4月1日現在のものです。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7309

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

制度の概要 原子力発電施設等の所在及び周辺地域への企業立地を支援するため、企業の電気料金に対して給付金を交付する。

対象要件

◎対象地域内において、工場・事業所等を新設・増設した企業で、以下の要件を満たす者

【1】新設・増設に伴う契約電力の増があること

【2】新たな雇用の増加数が3人以上であること

【3】次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること(※)

ア.製造業に属する事業

イ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ.企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村から金銭的な支援を受けているもの

【4】投資額(特例加算を受ける場合)

製造業等で、投資額[所在市町村]新設500万円(増設250万円)

[隣接市町村]新設1,000万円(増設500万円)以上であること

※【3】については、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業に適用

対象地域	原子力施設所在市町村	
	原子力施設隣接市町村	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村
	原子力施設隣接市町村	十和田市(旧十和田市)、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村

交付期間 新設・増設した半期の翌半期から8年間

◎交付額は、次の式により求めた額と交付限度額(算定電気料金・支払電気料金)のうち最も低い額

【電力給付金分(契約電力^{※1}×(算定単価^{※2} - 一交付金単価^{※3})×月数) + 特例加算分(増加雇用人数×30万円^{※4})

※4 隣接市町村は15万円

雇用創出効果	契約電力上限 ^{※1}	立地市町村	交付金単価 ^{※3}
3人以上20人未満	1,500kW	十和田市(旧十和田市)	0円/kW
20人以上	2,500kW	三沢市	187円/kW
区分(実支払電気料金/契約電力×月数)	算定単価 ^{※2}	むつ市(旧むつ市)	393円/kW
1,500円未満	600円	むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村)	337円/kW
1,500円以上 1,600円未満	640円	六ヶ所村、横浜町	281円/kW
1,600円以上 1,700円未満	680円	大間町	450円/kW
1,700円以上 1,800円未満	720円	東通村	562円/kW
1,800円以上 1,900円未満	760円	佐井村	267円/kW
以後100円刻み	以後40円刻み	平内町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町	193円/kW
		野辺地町	0円/kW
		風間浦村	225円/kW

※3. 交付金単価は令和5年4月1日現在の原子力立地給付金等の単価です。 ■問合せ先:一般財団法人電源地域振興センター TEL.03-6372-7307

優遇制度

対象地域	産業振興促進区域	認定産業振興促進計画区域	促進区域	原子力発電施設等立地地域
------	----------	--------------	------	--------------

法令等の種類 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 半島振興法 地域未来投資促進法 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

国税	法人税	特別償却	特定事業用資産の買換え特例	市街地等から工場適地等誘致地区内へ工場等を移転し、買換資産として工場用地、建物、機械設備等を取得し、旧用地等を譲渡する場合は課税の特例が認められる。	—	—	
			対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業(業種指定なし)	—
			取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	2,000万円以上(国による事業の先進性等確認手続が必要)	—
			償却割合	機械等 32/100 建物等 48/100	32/100 48/100	40/100又は50/100(税額控除の場合は4/100又は5/100) 20/100(税額控除の場合は2/100)	—

県税	適用基準	不動産取得税	課税免除	不均一課税	課税免除	不均一課税
		事業税	課税免除 3年間	不均一課税 3年間	—	不均一課税 3年間

市町村税	適用基準	対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業(業種指定なし)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ^{※2}
		取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	1億円超(農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超)	2,700万円超

市町村税	適用基準	固定資産税	3年間 準拠法令に基づき条例により制度化している市町村において課税免除又は不均一課税 ※ただし、半島振興法及び原子力発電施設等立地地域特別措置法に基づく優遇措置は不均一課税のみ	—	—	
		対象業種	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	地域経済牽引事業(業種指定なし)	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業 ^{※2}
市町村税	適用基準	取得価額	対象業種①②500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	対象業種①②500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 対象業種③④500万円以上	1億円超(農林漁業及びその関連業種の場合には、5,000万円超)	2,700万円超

市町村税	適用基準	対象市町村	過疎地域の区域等(※)のうち、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域(※本県の過疎地域の区域等(令和5年4月1日) 五所川原市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、髭ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、大間町、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、十和田市(旧十和田市、旧大畑町、旧脇野沢村)、平川市(旧碓ヶ関村)、弘前市(旧相馬村)、東通村、八戸市(旧南郷村)	認定産業振興促進計画区域のうち、過疎地域に係る産業振興促進区域を除いた区域むつ市(旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村を除く)、六ヶ所村	※基本計画ごとに対象市町村が異なる ■青森県地域未来投資促進基本計画 ■青森県八戸圏域基本計画 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 ■弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画 弘前市 ※固定資産税対象市町村については、各市町村にお問い合わせください。	十和田市、三沢市、むつ市(旧むつ市)、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村
------	------	-------	---	---	--	--

※1. 要件については、各地域県民局県税部(県税)又は各市町村税担当(市町村税)までお問い合わせください。

※2. 製造業以外の業種は増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限る。